

**「令和6年度EV充電インフラ整備適地調査事業」
実施事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項**

本要項は、電気自動車（以下、「EV」という。）を活用する「ゼロカーボン・ドライブ」を普及させ、自動車の移動における「脱炭素化」を推進するために、EV用充電設備を導入する適地調査の実施事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 募集内容

（１）委託事業名

令和6年度EV充電インフラ整備適地調査事業（以下、「本事業」という。）

（２）業務内容

別添「令和6年度EV充電インフラ整備適地調査事業に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（３）委託期間

契約締結日から令和7年3月25日（火）まで

（４）委託費上限額

8,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（１）徳島県内に本店、本部又は支店、支部等を有していること。

（２）提案事項を的確に遂行できる能力を有すること。

（３）次のいずれの事項にも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう、以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及びその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体。

エ 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。

カ 県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地

方消費税並びに延滞金等を滞納している者。

キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。

ク 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

a 成年被後見人又は被保佐人

b 破産者で復権を得ない者

c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者

3 スケジュール

令和6年10月 4日（金）	募集要項公表
10月15日（火） 17時	参加申込・質問受付締切
10月28日（月） 17時	企画提案書等提出締切
11月上旬（予定）	プレゼンテーション開催
11月中旬～（予定）	審査結果通知・契約締結・業務開始

4 参加申込の方法等

（1）提出書類

企画提案を行おうとする者は、次の書類を各1部提出すること。

ア 参加申込書（様式第1－1号）

※共同企業体による参加申込の場合は、（様式第1－2号）を使用すること。

イ 共同企業体協定書兼委任状（様式第2号）

※共同企業体による参加申込を行う場合にのみ提出すること。

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 法人概要書（様式第4号）

オ 事業履行実績表（様式第5号）

※共同事業体による参加を行う場合にあっては、ウ、エに規定する提出書類については、構成する全ての事業者が提出すること。

（2）提出部数

1部

（3）提出期限

令和6年10月15日（火） 17時【必着】

（4）提出方法

持参又は書留

5 質問の受付及び回答

（1）提出書類

質疑がある場合は、質問書（様式第6号）を提出すること。ただし、質疑は企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

なお、口頭や電話等による質疑は受け付けない。

(2) 提出期限

令和6年10月15日(火) 17時【必着】

(3) 提出方法

電子メール

※メールの件名は、「【EV充電インフラ整備適地調査事業】に関する質問」とすること。送信後は、必ず電話により提出先に確認すること。

(4) 質問に対する回答方法

期限内において、質問者に対して電子メールにより回答するとともに、徳島県ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する。

6 企画提案書の提出方法

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式第7号)	7部(正本1部、副本6部)
イ 見積書(任意様式)	7部(正本1部、副本6部)
ウ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	1部(発行後3ヶ月以内のもの、写し不可)
エ 直近の国税及び都道府県税の納税証明書	1部
オ 直近の貸借対照表及び損益計算書	1部

※ア、イに規定する提出書類はA4版、長辺綴じ(A4での作成が適当でない場合はA3折込使用も可)とし、「様式第7-1号」を表紙として、提案事項を記載した別紙(様式任意)を添付し、作成すること。

また、企画提案書の別紙については、ページ番号を記載すること。

※共同企業体による参加を行う場合にあっては、ウ～オに規定する提出書類については、構成するすべての事業者が提出すること。

※なお、県が必要と認めるときは、追加資料を求める場合がある。

(2) 提出期限

令和6年10月28日(月) 17時【必着】

(3) 提出方法

持参又は書留

7 企画提案書の審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、県が設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションに参加する者には、日程ほか詳細を別途通知する。なお、プレゼンテーションについては、企画提案書に基づいて行うものとし、資料の追加等は認めない。

(3) 審査項目及び評価内容

別紙「審査項目及び評価内容」のとおり。

(4) 契約候補者の選定

審査においては、評価の採点において基準点を満たし且つ最も上位の者を、契約候補者として選定する。なお、参加者が1者であった場合は、企画提案書の適否を評価することとし、必要に応じ参加者に説明を依頼する。

(5) 選定結果の通知及び公表

審査結果は全ての提案者に対し、電子メールで通知する。また、県ホームページにおいて結果を公表する。なお、個別の採点内容等については公表しない。

8 失格要件

次のいずれかの事項に該当する者は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない者
- (2) 企画提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められる者
- (5) 審査の公平性を害する行為があった者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると審査委員会が認める者

9 その他注意事項

- (1) 参加者は、企画提案書の提出をもって本要項及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- (2) 企画提案書の内容は、仕様書等の内容を踏まえ、実施可能なものとする。また、見積書の内訳は、企画提案書の内容に基づくものとする。
- (3) 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出されたすべての書類については、返却をしない。
- (5) 提案は1事業者につき1件とする。また、共同企業体の構成員として参加している事業者においても、本プロポーザルの他の参加者（共同企業体の構成員を含む。）となることはできない。
- (6) 提出後の企画提案書等の訂正及び追加、差し替え、再提出は原則認めない。ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (7) 提出された資料は、徳島県における使用に限り、必要に応じて複写することがある。
- (8) 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、全て事業者が負うものとする。
- (9) 本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円とする。また、

計量単位は、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

- （１０）企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式は任意）を提出すること。

１０ 契約の締結

- （１）契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約候補者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の一部を変更することがある。
- （２）協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約候補者と協議して定める。
- （３）契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を契約候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

１１ 問合せ先（書類提出先）

〒770-8570 徳島市万代町１丁目１番地

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課脱炭素推進室

電 話 088-621-2330 ファクシミリ 088-621-2845

E-mail datsutanso@pref.tokushima.lg.jp

※持参による場合の受付時間は、１０時から１７時までとする。

（土日・祝日を除く。）

審査項目及び評価内容

審査項目	評価内容	配点
企画提案内容（６０点）		
事業スケジュール	事業の実現可能性があるスケジュールとなっているか。	10
事業内容の理解度	事業の目的、趣旨を踏まえ、仕様書に沿った企画提案となっているか。	15
調査・分析の手法	調査・分析について、自動車の移動データや災害警戒区域など具体的かつ現実的なバックデータを活用する内容となっているか。	15
事業効果の期待度	調査目的に沿った成果物が期待できる企画提案となっているか。 本県の実情を踏まえた提案を行っているか。 将来推計を考慮した提案となっているか。	20
業務遂行能力（３０点）		
実施体制	業務遂行のために十分な人員体制が確保されているか。 県と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか。	20
同種業務の受託実績	業務を遂行するために十分な能力を有する組織であることを確認できる実績はあるか。 担当者について能力を確認できる実績はあるか。	10
見積価格（１０点）		
経費の妥当性	事業内容に照らして過大又は不適當な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込まれるか。	10
評価の合計（１００点）		